

# 令和3年度 第1回岡山市障害者差別解消支援地域協議会 次第

令和3年6月24日（木）  
10時00分～11時30分  
（岡山市勤労者福祉センター5階）

- 1 開 会
  - ・事務局あいさつ
  - ・会長あいさつ
- 2 委員紹介
- 3 協 議（別紙参照）
  - 1） 「障害を理由とする差別の解消に関する法律の一部を改正する法律」  
（R3. 6.4 公布）について（別添参照）
  - 2） 障害者差別解消・合理的配慮の周知方法（普及・啓発）について
  - 3） 障害の「がい」の字の表記について
  - 4） 障害者差別への対応や合理的配慮の事例について
  - 5） 取り上げたい課題について
  - 6） その他
  - 7） 次回会議について
    - ・次回の日程・内容
- 4 連絡事項
- 5 閉 会

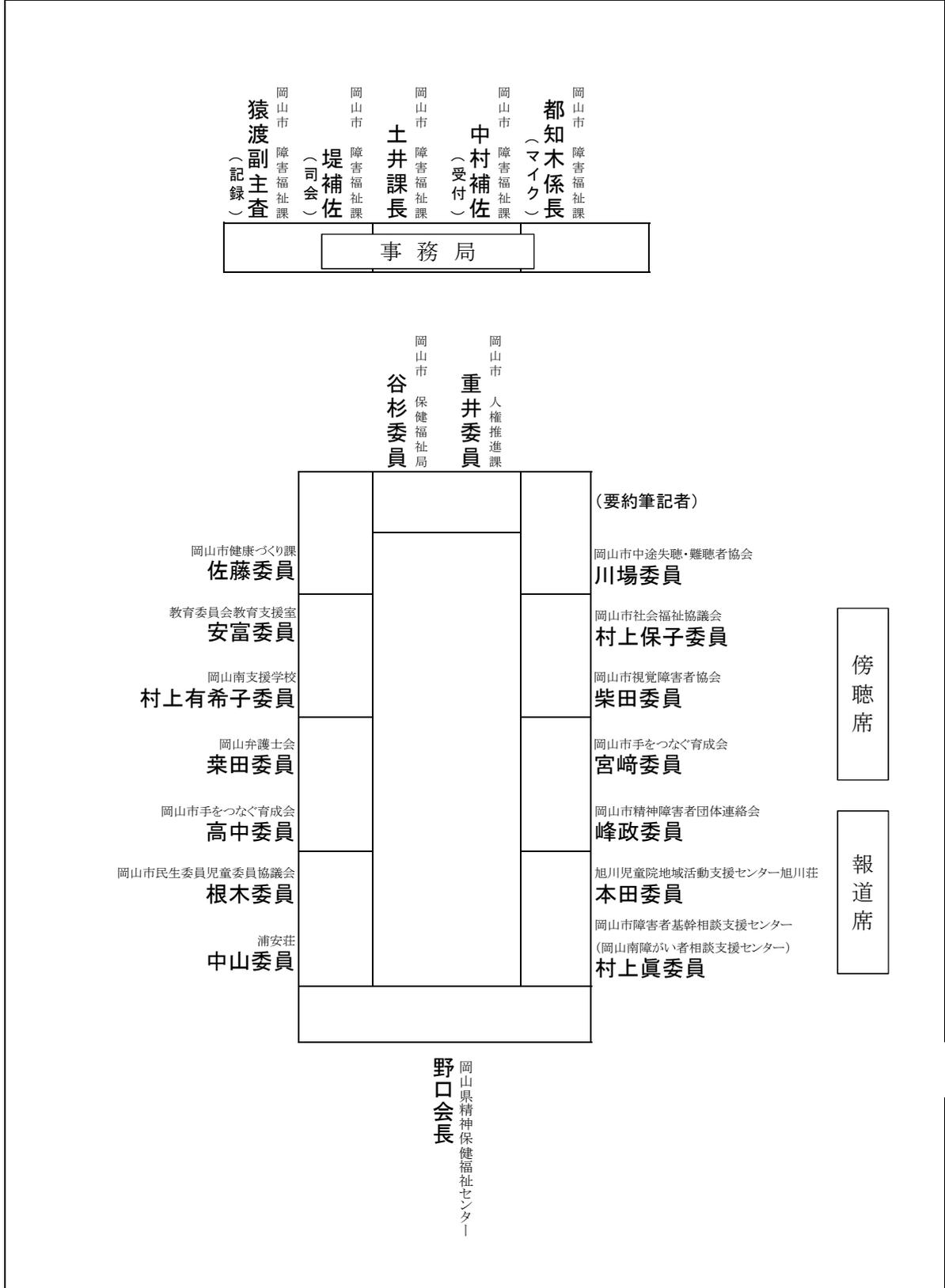
岡山市障害者差別解消支援地域協議会（受付票）

(R3. 6.24)

分野	団体区分	所属区分	所属団体 役職名	氏名	出欠
行政	地方公共 団体	障害者施策主管部局	保健福祉局 障害・生活福祉部長	谷杉 典子	出
		人権主管部局	市民協働局人権推進課 課長補佐	重井 伸二	出
		福祉事務所	保健福祉局北区中央福祉事務所 係長	野村 亜矢子	欠
		保健所・保健センター	保健福祉局保健所健康づくり課 係長	佐藤 佐江子	出
		教育委員会	教育委員会指導課 教育支援室長補佐	安富 直樹	出
		学校	岡山県立岡山南支援学校 教諭	村上 有希子	出
関係 機関 団体等	当事者	障害者団体・家族会	岡山市身体障害者福祉協会 会長	鷹取 清彦	欠
			岡山市視覚障害者協会 総務部長	柴田 富夫	出
			岡山市中途失聴・難聴者協会 会長	川場 充	出
			岡山市手をつなぐ育成会 副会長	宮崎 良子	出
			岡山市精神障害者団体連絡会 代表	峰政 雅臣	出
	福祉等	社会福祉協議会	岡山市社会福祉協議会 地域福祉課 課長補佐	村上 保子	出
		相談支援事業者	岡山市障害者基幹相談支援センター管理者 (岡山南障がい者相談支援センター)	村上 眞	出
			旭川児童院 地域活動支援センター旭川荘 副所長	本田 順子	出
		社会福祉施設	浦安荘 副施設長	中山 真	出
			岡山市手をつなぐ育成会 統括施設長	高中 美和	出
		民生・児童委員	岡山市民生委員児童委員協議会 理事	根木 一江	出
	医療・保健	医師	岡山県精神保健福祉センター 所長	野口 正行	出
	法曹等	弁護士	岡山弁護士会	栗田 睦	出
学識経験者		川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科教授	竹中 麻由美	欠	
計			20名	17名	

令和3年度 第1回岡山市障害者差別解消支援地域協議会 配席図

令和3年6月24日(木)10時00分～  
(勤労者福祉センター5階)



(協議事項)

1) 障害者差別解消法の改正法について

- ・障害者差別解消法の改正法がR3. 6.4 公布されました。【別添参照】

【ご意見】

- 「過重な負担」の範囲について、議論が深まるとよいと思う。(桑田委員)

2) 障害者差別解消法の周知方法（普及・啓発）について

- ・人権研修等の研修方法について
- ・事業者等への普及・啓発方法について

【ご意見】

- 身体障害の場合、視覚や聴覚、肢体不自由などが主な障害として認知されていますが、内部障害などがあることを知らないために障害者であることを理解してもらえない、配慮の仕方がわからないといった場合があります。どのような障害があるのかを研修等で取り上げることで理解されやすくなると思います。(野村委員)
- 教育委員会では指導課人権教育室や教育研究研修センターが職員やPTA会員を対象に研修を実施しています。今後も研修の充実を図ったり、必要に応じて各校に通知したりする等して、障害者差別解消法の周知に取り組んでいきたいと考えています。(安富委員)
- 現在のコロナ関係の状況もあり、なおのこと難しい。届いてほしいところに届いていないのではないかと感じる時があるので、シンプルに事業者は合理的配慮の提供に努めることが求められていることだけでも良いので、広くリーフレットなどを配布できないか。(桑田委員)
- 福祉事務所等の研修を行ってほしい。(宮崎委員)
- テレビ、SNS等を使うのはどうでしょうか。(根木委員)

3) 障害の「がい」の字の表記について（意見交換）

- ・令和3年2月議会で、市議より「岡山市は障害の害の字をひらかなにすべきではないか」とご意見がありました。今後は、各方面のご意見等積み上げながら市としての方向性を研究してまいりたいと思います。  
そこで、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

(参考)

○「障害」はもともと仏教語で、明治期に至るまで「障碍(礙)」と書かれていました。

意味は、「壁」「さしつかえる」、何かことを行うときにさしつかえてしまうことを指します。

ところが、「碍」が当用漢字表からもれてしまったため、「書き換え」が行われました。

つまり、「碍(礙)」と同じ音の「害」が当てられました。

○「害」とは、ものごとを「傷つける」という他動詞的な漢字であり、この漢字を含む単語は、「災害」「有害」等、あまり好ましい意味にはなりません。そのため、「障害者を否定的なイメージに感じるという事から、害の字をひらかな表記にしたほうが良い」という意見があります。

○一方、「障害とは社会的な障壁が障害なのであって、「本人に障害がある者」のでなく、「社会の障壁に阻まれている(立ち向かう)者」である。したがって、社会の障壁(障害)をひらかなにするのはおかしい」という社会モデルの考え方があり、国の検討会でも障害者団体の方からひらかな表記に対して反対の意見があり、標記については保留とされています。

(参考)	肯定意見	否定意見
「障害者」 当用漢字の害	社会モデルの観点から「障害」がふさわしい。広く普及している。変更しても何れ同じ議論を繰り返す。問題は表記ではない。	「害」の文字のイメージが悪い。
「障がい者」 ひらかな表記	「害」の漢字に否定的なイメージが強い。表現が柔らかい。	社会的な障壁(障害)をひらかなにすることにより、意味が通じなくなる。誤解される恐れがある。
「障碍者」 石辺の碍	「碍」は「壁」という意味。当用漢字ではないという理由で意味の違う漢字「害」が充てられているのが問題。漢字圏(中国)では「障碍(礙)」が使用されている。	仏教の「障礙」に由来する。変更しても根本的解決にはならない。 当用漢字ではない。

【ご意見】

○障害者の方の意見を尊重。(桑田委員)

○「Nothing About us without us」(私たちの事を私たち抜きで決めないで)ではないでしょうか。岡山市内の当事者の方々がどのように思い、どのように考えられているかをまずは知りたいです。それを踏まえての議論のように感じています。

その上で、私は「障がい」ではなく「障害」を使います。

それは、「障害」はその人自身ではなく、社会の側にあると考え、障害者とは、社会にある障害と向き合っている人たちと捉えているからです。

しかし、当事者にもさまざまな考え方があります。その中で共通するのは、障害がある人たちに孤立感や不快感を抱かせる社会の差別や偏見をなくしたいという思いではないでしょうか。単なる表記の問題や配慮だけではなく、その理由や背景の本質に寄り添い、社会の障害を取り除くことが大切だと思っています。(中山委員)

○精神障害者自身から「害」の文字に肯・否定の意見はまず聞かないし、あまり気にしている印象を受けない。開催回数や時間の限られた本委員会で研究・議論を長時間行うメリットを当事者は感じない。

また、長年にわたり「障害者」の名称で活動をしてきた団体も多く、名称変更は当事者団体に雑務を増やしかねない。(峰政委員)

○全国手をつなぐ育成会連合会は、害の字を使っております。(宮崎委員)

○「害」について、「害」がどこからどこに及ぶのかの意識の方が問題となると思われます。障害のある方が周囲にとって「害」のイメージと取られるのならば問題ですが、「害されやすい者」の表現であるとも取れますのでこのままの表記もあり得ると思います。

「障碍」の表記は元の意味を考えると適当と思われますが、通常使われることのない漢字であるため、読みにくい、理解されにくい恐れがあります。知的障害の方であればなおさらです。また、「害」の字が問題視されていますが、「障」も「さわり」として否定的なイメージがあります。ひらがな表記を選択するのであれば、「しょうがい」とすべきかと思います。(野村委員)

○「害」とは、ものごとを「傷つける」という他動詞的な漢字であり、この漢字を含む単語は、「災害」「有害」等、あまり好ましい意味にはなりません。そのため、「障害者を否定的なイメージに感じるという事から、害の字をひらかな表記にしたほうが良い」という意見に賛成です。(村上保子委員)

○ひらかな表記に賛成です。本当は社会全体の風潮というか雰囲気というか根本の所が問題だとは思いますが、でも「害」を使うよりは「がい」の方が受け取りが柔らかいと思います。(根木委員)

○教育委員会が作成する文書では文部科学省に倣い「障害」と表記しております。今後は、国等の動向を注視しつつ、市としての方向性を待ちたいと考えています。(安富委員)

#### 4) 合理的配慮をした事例について

- ①新幹線ホームに、転落防止用ホームの柵が設置されたこと
- ②イベントでの要約筆記等の手配
- ③精神通院医療受給者証の性別欄が無くなっています。精神科等を通院している方には、性的マイノリティに悩む方もおり、心の性と異なる性別を記入することが抵抗感や精神的苦痛を感じることもあり、とても良い配慮であると感じています。性の多様性についての理解や配慮を求める動きが広がっていることから、岡山市がこのような取り組みに至った経緯や他にもどのようなものに対応されているのかをご説明ください。

#### 【ご意見】

- リモートを求められる最初の状況下で、必要な合理的配慮が変化していないかが気になっている。

#### 5) 障害者差別で相談対応した事例について

- ・各種サービスカウンターに人的対応をしてくださる方を配置していただきました。

#### 6) 取り上げたい課題について

- ・障害者が鉄道駅を利用する際の不便（無人駅が増えていること）について

#### 【ご意見】

- 上記に加えタクシーもあまりおらず、バスも少なく、代替え手段が乏しいところもある。（桑田委員）

#### 7) その他

- ①生活保護を受けている人の後見人に係る費用について
- ②今まで挙げられた案件のうち、新たな対応（研修など）を実施した例
- ③障害者の法定雇用率の件について

#### 【ご意見】

- 後見制度利用支援事業の充実が望ましい。（桑田委員）

会議録

会議の名称	岡山市障害者差別解消支援地域協議会（令和3年度第1回）
開催日時	令和3年6月24日（木）10時00分～11時30分
開催場所	岡山市勤労者福祉センター5階
出席者	委員17人（別紙のとおり）
会議内容	別添次第のとおり
会議資料	別添のとおり（次第、名簿、配席図、資料）
会議録の作成方法	要点記録

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）
<p>1. 開会</p> <p>あいさつ：保健福祉局障害・障害福祉課長 土井 利典 岡山県精神保健福祉センター所長 野口会長</p> <p>2. 委員照会</p> <p>新規委員紹介・自己紹介（谷杉部長、野村係長、村上会館相談支援センター長）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本日の委員出席数17人（欠席：野村委員、鷹取委員、竹中委員）</li> <li>・その他参加者：要約筆記者1人、事務局職員5人、傍聴2人</li> </ul> <p>3. 協 議（司会：野口会長）</p> <p>1) 「障害を理由とする差別の解消に関する法律の一部を改正する法律」（R3.6.4 公布）について</p> <p>（事務局）法改正について説明（別添資料参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国及び地方公共団体の連携協力にかかる義務の追加。</li> <li>② ②事業者による社会的障壁の除去の実施にかかる必要かつ合理的な配慮の提供の義務化。が主な変更点。</li> </ul> <p>（川場委員）事業者の合理的配慮が努力義務から法律的義務となるということでしょうか。また罰則はあるのでしょうか。</p> <p>（栗田委員）努力義務、努めればいいという状態から、義務ということになる。法律はできたが、施行日スタートは、3年以内となっておりもう少し先になる。スタートまでに、どこまでやらなくてはいけないのか過重な負担とは結局どのくらいなのかなど議論が深まればいいなと思います。</p> <p>（土井課長）今のところ罰則について、文書では過料というような文言は見当たりません。今後国の方から詳細資料が出てくると思いますが、出てきた場合は周知してまいります。</p> <p>（高中委員）行政の方はすでに合理的配慮の義務化がされていますが、6年間の成果をお尋ねいたします。</p> <p>（事務局）職員対応要領を作成し、関係各課等に周知してきました。窓口には手話通訳</p>

者を配置し、テレビ電話相談もできるよう対応しております。

(土井課長) 一番大事なことは、意識改革です。今まで認識していないところを気づいて、どのように配慮するかを関係各所に説明していきたいと思います。

(柴田委員) 法定雇用率は、市役所の数値目標は改善されたのでしょうか。

(土井課長) 手元に数値はないですが、達成しているというのを確認しています。

(峰政委員) 差別解消のための取り組みに関する情報の提供に努めるとあるが、市では新しい課とか団体を作るとか話は出ているのでしょうか。

(土井課長) 関係各課と情報共有していきながら今後の対応を考えており、今のところ新しい部署の想定は共有できておりません。

(野口会長) 今行政機関が中心の話になっていますが、それ以外にお気づきの点はありませんか。自殺対策など県の中でも全庁的な・横断的な連携の問題とかありますが、まずそれぞれが相談を受け止めたうえで横に広げている。行政に限らず福祉でも関係のあるところはたくさんあると思うので、意識改革みたいな形でやっているところだと思います。他に意見などありますでしょうか。また意見がありましたら、挙げていただければと思います。次の議題に移りたいと思います。

## 2) 障害者差別解消・合理的配慮の周知方法（普及・啓発）について

(事務局) 事前にいただいているご意見を読み上げます（別紙参照）。

(土井課長) ヘルプマークの普及については、できた当初は行政や学校を含め啓発できたが、3・4年経つとなかなかのところがある。改めて啓発をしていくためご協力をお願いしたい。

(安富委員) 岡山市において事業者からの相談を受け付ける場所（事業者の相談に乗ってあげるとかアドバイスする部署）が必要ではないでしょうか。

(土井課長) それぞれの部署（運輸関係、消防関係、教育関係など）が正面からまずは意見を聞いていただくことが非常に大事だと思います。障害福祉課も人権推進課と共に具体的に詰めてまいりたいと思います。

(野口会長) 要するに全事業者、例えば不動産の方、交通関係の方、福祉には関係ない課も相談を受けていただかないといけないということですね。周知など皆さんこうした方がいいとかありますか。

(柴田委員) 視覚障害といっても全盲の人、ロービジョンの人もある。一見障害があるとわからない方もいる。ロービジョンの方には、部屋を明るくしたら案外まぶしくて見えないといわれるなど個人差がある。

(野口会長) 個人差を意識しながらやっていく必要があり、そういうところを含めた啓発も必要というお話かなと受け取りました。

(根木委員) 食品生産販売をしています。食品衛生法があり、研修会にて販売のためのやり方を説明してくれます。各業界の管轄の方に事業者へここをこうしてくれなどと説明して示すことが必要です。それでやっとならざるようになるんですが、なか

なか逆に普及は難しいんじゃないかと思います。

(野口会長) ものすごい事業所数、規模も種類も、ものすごくたくさんなので、具体的にそれぞれ示すのは結構大変な作業なのではないかということですね。

(桑田委員) この法律改正があまり大きく取り上げられてないことに戸惑っています。出来たらテレビとかSNSとかチラシとかで、事業者全体、障害のある人や市民とか「これができたんだよ」と幅広く伝わってほしい。まず第一歩として周知することです。

(土井課長) 一番大切なことは意識改革と思っています。これは岡山市のみの話ではないので、全国的な説明など国へ要望を出していきたいと思います。また周りの方に広げていっていただきたいと考えております。

(安富委員) 学校現場では保護者からの相談には、各担任がすぐに回答せず学校として検討することにしていきます。ただ保護者からの希望の支援ができない場合、代替え支援など保護者への説明が難しいという課題があります。まずは教育委員会としては毎年年度初めには担当教諭等への研修を実施しています。

(中山委員) 法ができて時間がたつにつれ、周知徹底できていず、各事業者の方が合理的配慮の解釈が間違った趣旨にとられ、様々な地域トラブルや差別を受けているケースに遭遇する。継続性を持った対応を実施しながら考えていくべきです。

(川場委員) この法律の施行期日はいつですか。

(土井課長) 6月4日施行され3年以内の早いうちになっていきます。

(事務局) 施行となるまでに周知していく必要があります、どのように周知していくかなどまたこの会議でも検討していきたいと思います。

(野口会長) 今後まだ検討していく必要がありますが、時間の関係で次の議題に移ってもよいでしょうか。

### 3) 障害の「がい」の字表記について

(事務局) 事前にいただいている意見を読み上げます。(別紙参照)

(本田委員) ほとんどが漢字の障害という表記の事業所が多いかなと思います。どこまで漢字にし、どこまでひらかな表記にするのか線引きも難しい。多様性の時代、害の字だけに焦点をあてるのではなくて、障害ということ自体を見直す時期が来るのではないかと感じています。

(佐藤委員) 皆さま方の意見をいただく機会を設けられたことは大切なことだと思います。国の方でも検討会がなされており、現状では岡山市単独ではなく、国の検討結果を待つ方法でも良いかなと思います。

(川場委員) 私はどっちでも構わんと思うけど、この漢字を嫌がる人もおられるなら、ひらかな表記やほかの漢字を使うべきと思う。

(村上委員) 社会モデルは、障害というのは「社会の障壁であってそれを社会全体で考えることだ」という考え方だろうと思います。今日的には医学モデルと社会モデル

を合わせた統合モデルが主流だと思います。大事なことは、使う側の思いや気持ちの問題であり、最後にはそこに行きつくのかなと、当事者の方がどう思ってもらえるのか声を集めていくのも大事なと思います。

(柴田委員) パラリンピックのパラとは前向きに生きている・健常者と対等・並行にという並行状態ともうたわれています。パラに相当する漢字を使っただけのとい

(峰政委員) 当事者活動を10年やってきているが、今までひらかなに変えたいという人に一度も会ったことがない。障害者団体連合会の中でもひらかな表記の声を聞かない。字を変えたからと言って、家が見つかりやすくなるとか仕事ができやすくなるとか結びつかない。ひらかな表記を言われているのは、行政の方だったり、支援者の方々。表記を変えると銀行口座名を変えるとかすごい手間です。その手間を冒してまで字を変えた方がイメージが良いというメリットとデメリットを天秤にかけたときに、まだちょっとデメリットの方が大きい気がする。今までの歴史もある。僕らの前の世代は、本気で障害と戦ってきたから、差別と闘ってきた方々はこの名前で戦ってきたわけです。それを次の世代として受け継いでいる。今まで活動してきた名前を簡単に変えるのはどうかなと思う。前の世代が戦ってくれたおかげで行政の方々とも話ができるようになってきたので、普及啓発していくためにも、このままの漢字を残していった方がいいと思う。

(栗田委員) 岡山市弁護士会高齢者障害者支援委員会から出席していますが、日本全体の活動をするにあたって、数年前、表記の議論をしたときに、障害者の方ご本人から「絶対変えるべきではない」と強いご意見をおっしゃられていて、そのご意見を尊重した形となったんですが、やはりご本人たちのご意見を聞いて、それに基づいて決める方がよいと思います。

(野口会長) ありがとうございます。害だけに注目するのではなく「障害」自体問題じゃないかとか、社会的な問題、障害のある方が置かれている状況、障害という漢字で戦ってこられた方のアイデンティティーとか、拠り所として残していこうとか、いろいろなご意見があり、今回で打ち切る話題ではないと思いますので、今後も続けて話し合っていければと思います。他に合理的配慮の事例など議題があったのですが、時間が来てしまいましたので協議終了といたします。

(事務局) 多数ご意見いただきありがとうございます。皆様のご意見を研究しながら検討してまいります。

#### 4. 連絡事項

○次回開催時期について

コロナ感染状況を鑑み、10月～11月の木曜日午前中に開催予定とする。

#### 5. 閉会